

判決年月日	平成18年12月26日	担当部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成17年(行ケ)第10033号		

○ 極真空手と呼ばれる空手の流派の団体である極真会館を出所として表示する標章の商標登録について、その登録出願の経緯に著しく社会的妥当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして容認し得ないというべきであるから、商標法4条1項7号に違反してされたものであるとして、登録を無効とすべきであるとした審決を維持した事例。

(関連条文) 商標法4条1項7号

本件は、極真空手と呼ばれる空手の流派の団体である極真会館を出所として表示する標章の商標登録について、公正な取引秩序を害し、公序良俗に反し、商標法4条1項7号に違反してされたものであって、無効であるとした審決に対し、原告(商標権者)が、審決の認定判断には誤りがあるとして、審決の取消しを求めた事案である。

判決は、「登録出願の経緯に著しく社会的妥当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして容認し得ないような場合には、商標の構成自体に公序良俗違反のない商標であっても、7号(注、商標法4条1項7号)に該当するものと認めるのが相当である。」とした。そして、商標の登録出願の経緯を認定し、「本件商標は、その登録出願時(平成7年7月20日)において、少なくとも空手及び格闘技に興味を持つ者の間では、Pの極真会館というまとまった一つの団体を出所として表示する標章として広く知られていたが、極真会館が法人格を有さず、極真会館の名義により商標登録出願を行うことができないところから、原告は、極真会館の代表者として個人名義で登録出願を行ったものである。」とした上で、「原告による本件商標の登録出願は、Pの生前の極真会館という膨大な構成員からなる規模の大きなまとまった一つの団体を出所として表示するものとして広く知られていた標章について、Pの死亡時から間もない当時の代表者である原告が個人名義でしたものであるところ、その登録出願は、極真会館のために、善良な管理者の注意をもって代表者としての事務を処理すべき義務に違反し、事前に団体内部においてその承認を得ると共に、その経過を直ちに報告するなど、極真会館内部の適正な手続を経るべき義務を怠り、個人的な利益を図る不正の目的で、秘密裏に行ったと評価できるものであり、極真会館としても、その後、それが不適切な行為であると表明していた。また、本件遺言が確認審判申立ての却下決定の確定により効力が認められず、原告は、少なくとも内部的には、正当な代表者であると主張する根拠を欠くに至っていた。そして、登録査定時において、

原告は、X派と呼ばれる極真会館を名乗る団体の代表者であったのであるが、本件商標は、本来、上記のとおり、Pの生前の極真会館というまとまった一つの団体を出所として表示する標章として広く知られていたものであり、X派は、上記極真会館と同一性を有するものではないから、原告がX派と呼ばれる極真会館を名乗る団体の代表者であったことが、直ちに、本件商標の登録出願を正当化するものではない。かえって、本件商標の正当な出所といえるPの生前の極真会館が、その死後、複数の団体に分裂し、極真空手の道場を運営する各団体が対立競合している状況下において、Pの死亡時から間もない当時の極真会館の代表者としての原告が重大な義務違反により個人名義で登録出願したことによる本件商標の登録を、登録査定時においてPの生前の極真会館とは同一性を有しない一団体の代表者である原告にそのまま付与することは、商標法の予定する秩序に反するものといわざるを得ない。」として、「本件商標の登録は、その登録出願の経緯に著しく社会的妥当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして容認し得ないというべきであるから、商標法4条1項7号に違反してされたものであるとして、同法46条1項の規定により、その登録を無効とすべきであるとした審決の結論に誤りはない」とした。